

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となるために、法令・倫理遵守の下、患者様のQOL向上に貢献し、すべてのステークホルダーがより善く生きることを信条としています。このような企業理念の下、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士フイルム株式会社	18,700,000	46.08
株式会社ニデック	4,227,200	10.41
富山化学工業株式会社	1,658,400	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,053,400	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	579,900	1.42
五味 大輔	425,800	1.04
中部飼料株式会社	400,000	0.98
前田 陽子	342,400	0.84
三井住友海上火災保険株式会社	300,000	0.73
小澤 洋介	292,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	富士フイルムホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 4901
--------	---------------------------------------

補足説明

- 当社は、2014年4月1日付けにて1株を200株とする株式分割を行っています。
- 2014年3月31日付けで当社が発行した第三者割当による新株予約権が割当先である富士フイルム株式会社により全数行使されました。これにより、富士フイルムホールディングス株式会社は、子会社である富士フイルム株式会社と富山化学工業株式会社の両社が所有する当社議決権総数が203,584個(50.16%)となり、2014年12月26日付けで当社の親会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	精密機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、富士フイルムグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、一定の独立性が確保されているものと考えています。

親会社である富士フイルム株式会社およびグループ企業との取引等を行う際は、少数株主の利益を害することのないよう、法令や社内規定に基づき当該取引の必要性を確認した上で、条件が他の取引と比較して著しく有利とならないよう合理的に判断しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸田 雄三	他の会社の出身者		○	○								
倉橋 清隆	他の会社の出身者							○				
石川 隆利	他の会社の出身者		○									
伴 寿一	他の会社の出身者											
岡田 淳二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田 雄三		平成20年6月 富士写真フイルム株式会社取締役執行役員ライフサイエンス事業部長 富山化学工業株式会社専務執行役員(現任) 平成23年6月 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事・会長(現任) 平成24年6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役(現任) 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員医療分野特命担当 平成25年3月 内閣官房 健康・医療戦略室参与(現任)	戸田雄三氏は、富士フイルム株式会社の業務執行取締役を務めています。 当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令・倫理遵守の精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための専門知識、経験および実績、企業経営者としての高い見識等を兼ね備えていると判断したため、取締役就任を要請いたしました。

		平成27年6月 当社取締役(現任) 富士フイルム株式会社取締役専務執行 役員医療分野特命担当(現任)	
倉橋 清隆		平成18年6月 株式会社ニデック 取締役 スタッフ統轄本部長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 株式会社ニデック 取締役 管理本部長 平成26年4月 同社取締役薬事法務本部長(現任)	倉橋清隆氏は、永年株式会社ニデックの業務執行取締役を務めています。 当社事業の永続的な成長と企業価値向上を図るため、法令・倫理遵守の精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための専門知識、経験および実績、企業経営者としての高い見識等を兼ね備えていると判断したため、取締役就任を要請いたしました。
石川 隆利		平成24年6月 富士フイルムホールディングス株式会社取締役(現任) 富士フイルム株式会社取締役執行役員 同社医薬品事業部長(現任) 同社R&D統括本部 医薬品・ヘルスケア研究所管掌(現任) 富山化学工業株式会社取締役(現任) 富士フイルムRIファーマ株式会社取締役(現任) 平成24年7月 株式会社ペルセウスプロテオミクス取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員(現任)	石川隆利氏は、富士フイルム株式会社の業務執行取締役を務めています。 当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令・倫理遵守の精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための専門知識、経験および実績、企業経営者としての高い見識等を兼ね備えていると判断したため、取締役就任を要請いたしました。
伴 寿一		平成 24年 1月 武田薬品工業株式会社 医薬営業本部シニアコーディネーター 平成 25年 4月 富士フイルム株式会社入社、同社医薬品事業部統括マネージャー 平成 27年 4月 同社再生医療事業推進室長 兼 医薬品事業部次長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	伴寿一氏は、当社事業の永続的な成長と企業価値向上を図るため、法令・倫理遵守の精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための専門知識、経験および実績等を兼ね備えていると判断したため、取締役就任を要請いたしました。
岡田 淳二		平成26年9月 富士フイルム株式会社経理部次長 兼 富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成27年4月 富士フイルムホールディングス株式会社出向 兼 富士フイルム株式会社経営企画本部経営企画部長 兼 G-up推進室マネージャー(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	岡田淳二氏は、当社事業の永続的な成長と企業価値向上を図るため、法令・倫理遵守の精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための専門知識、経験および実績等を兼ね備えていると判断したため、取締役就任を要請いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役】

当社は監査役会設置会社です。監査役は3名(社外監査役3名)で、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務及び財産の状況調査を通して取締役の職務の執行を監査しています。監査役は会計監査人と定期会合を持つとともに、会計監査人の往査への立会いをしています。また、監査方針および監査結果について審議経過を含めてヒアリングを行ない、連携して監査の実効性を確保しています。

【内部監査室】

当社は、業務の適正運営を図るとともに、財産を保全し、不正過誤の防止を図ること等を目的とし、社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室には1名(他部署との兼務)を配置し、監査計画に従い、業務監査と会計監査を遂行しています。監査計画及び監査結果は、社長承認後に常勤監査役を通じて監査役会に報告を行っています。実際の監査時には、常勤監査役が立ち会い、積極的に意見・情報の交換を行い連携を深めています。また、会計に関する監査結果は、適宜必要な情報を会計監査人と共有しています。内部監査室及び会計監査人と内部統制部門とは、共有すべき事項に関し連携する関係を構築しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 忠彦	他の会社の出身者													
加藤 孝浩	他の会社の出身者													
尾山 雅之	他の会社の出身者					△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 忠彦		平成10年5月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 本店営業部第3部長 平成12年6月 株式会社村上開明堂 取締役経理部長兼総務部長 平成13年6月 同社常務取締役 平成23年6月 当社監査役(現任)	小川忠彦氏は、株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)および株式会社村上開明堂における豊富な経験と幅広い見識等を有しており、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。
加藤 孝浩	○	平成14年4月 公認会計士登録 平成17年10月 加藤孝浩会計事務所開設(現任) 平成17年11月 税理士登録 平成18年12月 クローバー・ブレイン株式会社設立 代表取締役(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、豊富な経験と幅広い見識等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。 【独立役員指定理由】 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙した何れの理由にも該当せず、加えて、当社経営に著しい影響を及ぼす、または当社経営から著しい影響を受ける関係になく、同じ、一般株主と利益相反するおそれがなく、独立性が担保されていると判断したため独立役員に指定しました。
尾山 雅之		平成18年6月 富山化学工業株式会社執行役総務人事部長 平成19年4月 同社執行役管理部門長 平成20年6月 同社常務執行役経営戦略部門副部長兼経営企画部長 平成21年6月 同社常務執行役員経営管理部門長兼経営企画部長 平成21年10月 同社常務執行役員経営戦略部門長兼経営企画部長 平成23年4月 同社常務執行役員経営管理部門長 平成25年6月 同社取締役常務執行役員感染症プロジェクトリーダー 平成26年6月 同社監査役(現任) 当社監査役(現任)	尾山雅之氏は、富山化学工業株式会社における豊富な経験と幅広い見識等を有しており、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

社外監査役である加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所の代表およびクローバー・ブレイン株式会社代表取締役であるとともに、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

なお、当社と加藤孝浩会計事務所及びクローバー・ブレイン株式会社との間には、特別な関係はありません。

また、加藤孝浩氏は、当社の前会計監査人であります有限責任監査法人トーマツの出身ではありますが、当社との間で直接利害関係を有したことはありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として導入しています（昨年度すべてのストックオプションが行使されたため、現時点での付与数はありません）。付与に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 普通株式と潜在株式との割合を考慮すること。
2. 株主としての視点を持つことで、株主重視の経営意識を高めること。
3. 取締役へのインセンティブとして継続的な発行を目指すこと。
4. 優秀な人材を継続的に確保すること。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権付与総数は2015年6月25日現在431個です。ストックオプションの付与対象者の選定に当たっては、明確なガイドラインを設け、所定の付与率に基づいた付与をしています。社内取締役に対する付与は、重要な職務の執行に責任を負う立場にあることを考慮したものであり、株主としての意識・視点を持つことはコーポレート・ガバナンスの観点からも有用であると考えています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度の報酬については、有価証券報告書及び事業報告にて取締役の報酬総額を記載するとともに社外役員への支給状況についても開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成18年6月29日開催の第8回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会資料は事前配布し、詳細な説明をすることにより、決議事案および報告事項に対して、活発かつ十分な議論を可能にし、社外取締役の職務が実効的かつ円滑に遂行できる体制を作っています。

社外監査役が補助スタッフを求めた場合は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より命令を受けた社員はその命令に関し、取締役、経営管理部長等の指揮命令は受けない仕組みとなっています。また、全ての稟議書は月次で監査役会で閲覧し、疑義のあるものにつきましては個別に確認できる体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制基本方針を定め、体制を継続的に整備しています。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社企業理念に謳われているその精神を、代表取締役が繰り返し役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の尊重を事業活動の前提とする。コンプライアンス担当役員(執行役員の中から任命。)は当社のコンプライアンス・ポリシーを役職員に周知させ、コンプライアンス活動を統括する。さらに、役職員各自に配布済みのコンプライアンス・マニュアルを、各自が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、当社役職員は、反社会的勢力対応マニュアルに則り、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体

との関係を排除し、毅然たる対応によって断固たる対決を図る。

これらを徹底するため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するものとし、同部を中心に役職員への教育等を行う。内部監査室は、監査役と連携の上、内部統制システムの運用状況を監査する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況を監視し、各方針・規程の改訂の必要性の検討や体制の継続的な改善を図る。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、経営管理部において保管する。取締役および監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程に定める。それぞれの部署においてリスクを把握、分析し、必要な対応策を講じるものとする。また、組織横断的なリスク状況の監視および全社的な対応はリスク管理委員会が主体となて行うものとする。リスク管理委員会は事業継続計画(BCP)を策定し、重大な災害に備えるものとする。危機発生時は危機対策本部を設置し、損害の軽減および復旧を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役および社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標ならびに会社の権限配分および意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことによる全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。当社設立の趣旨、企業理念および経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内に情報取扱責任者(執行役員の中から任命。)を置き、適時情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。代表取締役は、率先して会社のスポークスマンを務めるものとする。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

それぞれの関連企業が単一企業として、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を構築する責任を有しており、相互に情報を共有し、企業集団としての適正性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、経営管理部長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または社員は、監査役および監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報およびその内容をすみやかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役ならびに監査役および監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人それぞれの間で定期的な意見交換を行う。また、監査役が求める会議等には、監査役が支障なく出席できるように取り計らう。

9. 財務計算に関する報告および情報の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制ならびにその他法令・諸規則等に定める情報開示について適切に行なわれるための体制を情報セキュリティ担当役員(執行役員の中から任命。)が中心となって整備し、継続的に改善する。また、情報を適正に取り扱うために情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ担当役員は、これを役職員に周知させる。

【監督】

当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の意思決定機能ならびに職務執行の監督機能を主な役割としています。取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感のある企業経営の実現、および取締役会による監督強化を実現できる体制となっています。当社の取締役会の運営につきましては、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決議するとともに、業務執行の状況について監督しております。取締役会は9名の取締役で構成され、内5名は非業務執行取締役です。

【業務執行】

当社は、経営の意思決定および監督機能を担う取締役会と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに迅速な業務執行を目的として執行役員制度を導入しています。取締役会により選任された社長執行役員以下7名の執行役員は、当社の業務執行を担っています。また、社長執行役員の諮問機関として経営会議を設置し、毎月1回以上の頻度の開催としています。

【監査】

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤監査役2名が監査役会を構成しています。監査役は3名とも社外監査役であり、各々専門的知識・経験等を基に法令および定款遵守の見地から助言し、当社の監査体制をさらに強化しています。当社監査役会は以下の監査活動を行なっています。

1. 総勘定元帳および試算表を3ヶ月ごとに確認し、会社全体の経理の動きを把握しています。また会計監査人の往査に立会い、意見交換を行ない、より正確な把握をするよう努めています。
2. 全ての稟議書を月次で監査役会で閲覧し、疑義があるものにつきましては個別でヒアリングをして確認しています。
3. 代表取締役との定期会合を持ち、職務遂行全般について、社長の方針や問題意識をヒアリングして、問題点の把握に努めるとともに、現状の課題について報告を受けています。
4. 会計監査人と定期会合を持ち、監査方針および監査結果について審議経過を含めてヒアリングを行ない、課題の解決について議論を行なっています。

監査役が補助スタッフを求めた場合は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より命令を受けた社員はその命令に関し、取締役、経営管理部長等の指揮命令は受けない仕組みとなっています。さらに、業務の適正な運営を図るとともに、財産を保全し、不正過誤の防止を目的とした内部監査室を社長直轄組織として設置しています。内部監査室は監査計画に基づき、業務監査と会計監査を行ない、監査結果は社長および監査役会に報告されます。一方、組織もしくは個人による不正、違法または反倫理的行為を未然に防ぎ、会社危機の極小化を目的とした社内規程「内部通報規程」を制定しています。これにより役職員の相互牽制を促すとともに、社内および社外にその窓口を開設することにより、違法行為が発見された場合、速やかに情報が収集され、公正な解

決を
図ることができる体制となっています。

【会計監査の状況】

当社は、有限責任監査法人トーマツに会計監査を委嘱しています。同監査法人は、会計監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しています。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。
なお当社は、2014年6月に開催した定時株主総会において、親会社である富士フイルムホールディングス株式会社の会計監査人と統一することにより、監査の効率化及びグループの一元的な監査体制の確立を図るため、新たに会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任いたしました。

1. 2014年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

鈴木 晴久(有限責任監査法人トーマツ)

浅井明紀子(有限責任監査法人トーマツ)

2. 2014年度における監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士試験合格者等 1名

その他 6名

【監査報酬】

2014年度における監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりです。

監査報酬の内容

・公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 11,000千円

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 11,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、監査業務の報酬の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当報告書のII-2に記載の体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保できると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが議案検討の時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避した株主総会開催日時の決定を行っています。 平成23年度の株主総会は、平成23年6月23日に開催いたしました。 平成24年度の株主総会は、平成24年6月26日に開催いたしました。 平成25年度の株主総会は、平成25年6月25日に開催いたしました。 平成26年度の株主総会は、平成26年6月24日に開催いたしました。 平成27年度の株主総会は、平成27年6月24日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IRが経営の重要事項のひとつとの認識のもと、IR基本方針を定め社外に公表しています。 IR基本方針は次のとおりです。 1 開かれたIR 法令を遵守した適時かつ公平な情報開示を継続して行います。経営の透明性の向上に資する情報の積極的な開示を継続して行います。双方向のコミュニケーションを大切にします。 2 わかりやすいIR 株主の視点に立ったわかりやすいIR活動を目指します。 3 社内一体となったIR 経営トップを中心に全社員が企業価値向上の担い手として組織的なIRを展開していきます。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と合同で、主要都市を中心に個人投資家向け説明会を開催しています。 平成22年度は、個人投資家向け会社説明会を6回開催いたしました。 平成23年度は、個人投資家向け会社説明会を4回開催いたしました。 平成24年度は、個人投資家向け会社説明会を3回開催いたしました。 平成25年度は、個人投資家向け会社説明会を4回開催いたしました。 平成26年度は、個人投資家向け会社説明会を1回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成22年度は、決算会社説明会を2回東京にて開催いたしました。 平成23年度は、決算会社説明会を2回東京にて開催いたしました。 平成24年度は、決算会社説明会を2回東京にて開催いたしました。 平成25年度は、決算会社説明会を2回東京にて開催いたしました。 平成26年度は、決算会社説明会を2回東京にて開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に「IR情報」として株主、投資家の皆様向けサイトを設けています。当社IR基本方針に則り、株主・投資家の皆様に、財務状況及び経営状況等の情報を公平かつ迅速に提供し、長期的な信頼関係の構築、企業価値向上を目指しています。 「IR情報」には、会社概要、会社沿革、財務ハイライト、プレスリリース、中期経営計画、会社説明会資料等を適時に掲載しています。 また、インターネットから直接IR担当者へ問い合わせできる体制をとっています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部総務課をIR担当部署とし、PIR（PRとIR）担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの	当社社内規程により、会社の重要情報の適切な伝達、管理、および有価証券報告書等を含

立場の尊重について規定

む、外部に対しての網羅的かつ適切な開示体制の整備や運用について定め、すべてのステークホルダーに配慮した健全、公正な企業経営を行う体制作りをしています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【企業理念】

再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする。

【行動指針】

「プロフェッショナルとして」

- 一、一貫性と柔軟性のバランス感覚を持つ。
- 一、勇気を持って変化に挑戦する。
- 一、異なる文化や考え方を尊重する。
- 一、徹底的に現場を重視する。
- 一、J-TECを代表する社員として深く考え行動する。

【品質方針】

再生医療製品事業を展開するために、「ISO9001:2008」ならびに「医薬品医療機器等法」に準拠した品質マネジメントシステムを運用し、継続的に改善することにより、高品質かつ有効性と安全性の高い製品を提供する。ならびに、研究開発支援事業を展開するために「ISO9001:2008」を準用した品質マネジメントシステムを構築し、高品質の製品を提供する。

1. 適用する法規、規格及び顧客からの要求事項に適合した再生医療製品を提供することにより、21世紀の医療を変える根本治療に貢献する。
2. 適用する法規、規格及び顧客からの要求事項に適合した細胞・培養機器製品を提供することにより、医薬品等の開発ならびに医療の発展に貢献する。
3. 品質方針は、中期ならびに各年度の経営計画と整合性をとりながら運用する。
4. 品質方針を実現するために、品質マネジメントシステムの継続的な改善を目指す。

【会社の機関の内容】

1. 取締役会・取締役

取締役会は、当社の経営戦略を策定するとともに、業務執行の監督を行っています。取締役会は、9名の取締役で構成され、その内5名は社外取締役です。社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や業務執行取締役の独走を牽制しています。

2. 監査役会・監査役

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（社外監査役3名、うち1名は常勤）で構成されています。監査役は、監査役会で策定した監査方針および監査計画に基づき、取締役会への出席や業務および財産の状況調査を通して取締役の職務の執行を監査しています。

3. 経営会議

当社は、執行役員で構成される経営会議を設置し、業務遂行の円滑化を図るとともに、各部署の運営状況等の確認を行っています。

4. 執行役員

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は7名で、その内4名が取締役との兼務者であり、取締役会が決定した経営方針等に従って業務執行の任にあたっています。

5. コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会

当社は、平成18年10月にコンプライアンス・リスク管理委員会を発足し、内部統制システムの整備、改善に努めてまいりました。さらに、平成23年4月より委員会機能の充実を図ることを目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会に分離いたしました。

コンプライアンス委員会は、俯瞰的に会社全体のコンプライアンス状況を管理する機関として、内部統制基本方針、各種ポリシーの見直しや会社規程の改定案の検討などを行っています。また、リスク管理委員会はより現場に近いところで事業リスクを把握し管理する機関として、リスクに関する課題の検討や体制の整備、改善に努めております。

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会は、ともに委員長を代表取締役が務め、委員長より選任を受けた者が委員を務めています。

6. 内部監査室

当社は、業務の適正な運営を図るとともに財産を保全し、不正過誤の防止を図ることを目的として代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置しています。内部監査室には1名（他部署との兼務）を配置し、監査計画に従い、業務監査と会計監査を遂行しています。監査計画ならびに監査結果は、代表取締役の承認後に常勤監査役を通じて監査役会に報告を行っています。

7. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人に会計監査を委嘱しています。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

8. 顧問弁護士

当社は顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について相談し、助言または指導を受けています。また、内部通報制度の社外窓口となっています。

9. J-TEC倫理委員会

当社は、ヒト組織・細胞を利用した研究開発、製造販売等の事業全般について、その倫理的妥当性および安全管理に関する助言を得ることを目的として、J-TEC倫理委員会を設置しています。当該委員会は、委員9名で構成され、その内7名を当社と利害関係を有しない外部委員で構成することにより、客観的で公正な判断が得られる体制としています。

【内部統制システムの整備状況】

当社では、内部統制基本方針を定め、業務の執行が法令及び定款に適合し効率的に行われること、ならびに財務計算に関する報告および情報の適正を確保するための体制を構築し継続的に整備しています。

【コンプライアンス体制の状況】

当社では、コンプライアンスの強化を推し進めていくため、社内規程の見直し、管理体制の強化及び社員への教育等を行っています。その一環として、コンプライアンス委員会はコンプライアンス・ポリシーならびに情報セキュリティ・ポリシーを策定し、役職員に周知徹底させています。また、内部通報制度を制定し、違法行為等が発見された場合には、速やかに情報が収集できるシステムとなっています。さらに、役員または社員を対象として、法令の理解を促進するとともに会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持し更に高めていくことを目的に社内外の研修を積極的に進めています。さらに、顧問弁護士にも積極的に法務やコンプライアンスに関する事項について相談をしています。

【リスク管理体制の整備】

当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当しておりますが、総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える可能性のある大規模災害等の突発的な事象を特定し、当該事象に対する平常時の

準備または危機発生時の対応を取り決めた事業継続計画を策定しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス・ポリシーにおいて、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除し、これらの勢力による被害を未然に防ぐため、組織として毅然たる態度で対決する姿勢を定めています。

また、当社では、財団法人暴力追放愛知県民会議に加入するとともに、反社会的勢力対応マニュアルを策定・配布し、反社会的勢力の排除を周知徹底しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社の重要情報の適切な情報伝達及び管理、ならびに適時適切な情報開示体制の構築、運用を図ることを目的とした社内規程を設け、証券取引法やその他法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示を行っています。適時開示情報の発信に関しましては、法定開示同様その重要性を高く認識しており、担当部署を中心に公正公平な情報開示に努めています。

